

令和8年2月8日(日)は、
衆議院議員総選挙および
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

当日投票所へ行けない方は

きじつまえとうひょうしょ 期日前投票所へ！

期日前投票は愛荘町役場もしくは愛荘町秦荘支所どちらでもできます。
もし、投票入場券をお持ちでなくとも、本人確認ができれば投票はできます。

○期日前投票の期間は令和8年1月28日(水)から2月7日(土)までです。

○投票できる時間は午前8時30分から午後8時までです。

※詳しくは裏面をご覧ください。

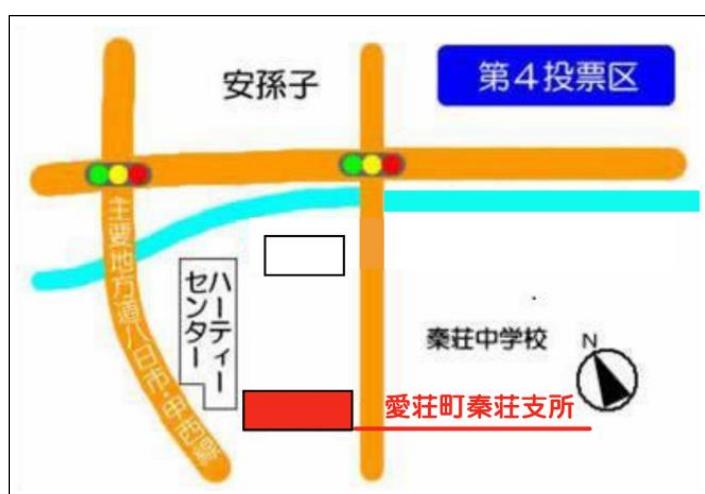
【愛荘町役場位置図】



大事な投票、忘れずに！



【愛荘町秦荘支所位置図】



お問い合わせ
愛荘町選挙管理委員会（経営戦略課内）

TEL 0749-42-7680
FAX 0749-42-6090

令和8年2月8日（日）は、第51回衆議院議員総選挙の投票日です。

◆投票所入場券

個人ごとに郵送しますので、郵便事情によっては、ご家族の中でも届く日が異なる場合があります。ご注意ください。また、投票の際には、ご自身の入場券であることを確認のうえご持参ください。

投票所入場券は、「整理券」ですので、忘れたり、紛失されたり、あるいは配達の事情で届かなかったりした場合でも、選挙人名簿に登録されている限り投票できます。その際は投票所の係員に申し出れば投票することができますので、棄権することなく貴重な一票を投票してください。

愛荘町で投票のできる方

(①②両方とも満たす方)

- ① 日本国民で選挙の日に満18歳以上の方（平成20年2月9日以前生まれの人）
- ② 令和7年10月26日以前から引き続き3ヶ月以上本町内の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方

※ 他の市町村で選挙人名簿に登載されている方は、選挙人名簿搭載市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票制度

2月8日（投票日当日）、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票のできる期間

1月28日（選挙期日の公示日の翌日）から2月7日（投票日の前日）までの間（土日含む）です。

期日前投票ができる場所

愛荘町役場1階行政情報コーナーもしくは愛荘町秦荘支所1階町民ホールのどちらでも投票できます。

不在者投票制度

出張や旅行中の方は、あらかじめ愛荘町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の市町村選挙管理委員会で投票することができます。

入院中の方は、病院で不在者投票ができますので、病院を通じて投票用紙を請求してください。投票できる病院は指定されていますので、病院、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、老人ホーム等の指定施設でも投票することができます。

開票

令和8年2月8日（日）午後9時10分からハーティーセンター秦荘中ホールで行います。

投・開票速報

町防災無線で、投票日当日の投票状況のみをお知らせします。

また、町HPで、投票日当日の投開票状況をお知らせします。